

衆議院議員総選挙

最高裁判所裁判官国民審査

投票日は

12月14日(日)

投票時間 午前7時～午後8時



12月14日(日)は、衆議院議員総選挙および最高裁判所裁判官国民審査の投票日です。選挙が明るく正しく行われるよう、有権者の皆様のご協力をお願いします。

■投票ができる方

年齢要件	平成6年12月15日以前に生まれた方
住所要件	引き続き3か月以上同一の市区町村の区域内に住所を有する方

■皆野町へ転入された方

平成26年9月1日以前の届出	皆野町で投票できます。
平成26年9月2日以後の届出	旧住所の市町村で投票できます。

■皆野町から転出された方

平成26年9月1日以前の届出	新住所の市町村で投票できます。
平成26年9月2日以後の届出	皆野町で投票できます。

投票所入場券

期日前投票が始まる12月3日までに郵送します。投票の際は忘れずにお持ちください。

入場券をなくした場合でも投票できます。投票所の係員にお申し出ください。

※お手元に届かない場合は、選挙管理委員会までご連絡ください。

■期日前投票（役場2階会議室）

投票日当日、仕事や旅行などで投票ができない方は、「期日前投票」ができます。

衆議院議員総選挙

12月3日(水)～13日(土)

午前8時30分～午後8時

最高裁判所裁判官国民審査

12月7日(日)～13日(土)

午前8時30分～午後8時

■不在者投票

①他の市町村での不在者投票

仕事や学業などの都合で町外に滞在のため、町内での投票ができない方は、あらかじめ選挙管理委員会に手続きを行い、滞在先の市区町村選挙管理委員会では不在者投票ができます。

②病院・老人ホームなどの指定施設での不在者投票

都道府県選挙管理委員会から指定を受けている病院、老人ホームなどの施設に入院または入所されている方は、施設内の不在者投票所で投票ができます。投票を希望される方は施設にお申し出ください。

③郵便等による不在者投票

身体に重度の障害がある方で、特定の要件に該当する方は在宅で投票ができます。あらかじめ郵便等投票証明書の交付を受ける必要があります。手続きには日数がかかりますので、お早めに選挙管理委員会へお申し出ください。